



令和7年11月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（ハ）第451959号 求償金請求事件

口頭弁論終結日 令和7年10月10日

判 決

東京都港区南麻布四丁目5番48号

原 告 れいわクレジット管理株式会社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人支配人

山形市

被 告

同訴訟代理人弁護士 土 田 文 子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は原告に対し、24万6304円及び内金24万5894円に対する令和6年11月14日から支払済みまで年14パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因

別紙請求の原因記載のとおり

なお、原告は被告から、令和6年11月13日、1000円の弁済を受けた。

2 争点及び当事者の主張

（争点1）本件債権の前提となる株式会社（以下、「銀行」という。）

からの借受金債務が完済されていたか。

(1) 被告の主張

被告は、平成14年頃に離婚し、その際に当時の配偶者から受領した慰謝料を原資として、その時点での債務はすべて一括弁済をしている。また、被告が独立開業する際に、平成18年10月31日、■■■■信用金庫から事業資金400万円を借り入れるにあたり、信用情報上の欠陥の指摘を受けたことはなかった。

したがって、本件債権の前提となる借受金債務は完済済みであるから、本件債権自体が発生していない。

(2) 原告の主張

銀行は被告に対し、別紙請求の原因1項記載の契約に基づき、平成18年10月31日付け内容証明郵便をもって、①期限の利益を喪失したこと、②直ちに全額の弁済を求めていること、③弁済がない場合には株式会社ディーシーカード（保証委託契約時の商号はダイヤモンドクレジット株式会社、以下、「保証会社」という。）から代位弁済を受け、以後、同社が銀行に代わって債権者となること、を通知した。そして、被告は、同年11月8日、同書面を受領した（甲6）。さらに、銀行は、保証会社から、同月28日、代位弁済金を受領した（甲2）。

以上によれば、被告の借受金債務は完済されておらず、本件債権が発生していることは明らかである。

（争点2）被告が本件債務につき消滅時効の援用権を喪失したか。

(1) 原告の主張

ア 被告は、令和6年11月6日、原告事務所に架電し、その会話の中で本件債務を認めるとともに、毎月5000円ずつの分割による返済を希望した（甲3）。また、これに先立ち、被告は、同年10月30日付けアンケートを原告宛てに送付し、その文面で本件債務を認めるとともに毎月50

00円ずつの分割返済を希望した（甲4）。さらに、被告は、原告に対し、同年11月13日、本件を含めて5口の債務弁済のために8万円を振込入金し、原告は、うち1000円を本件債務に充当した（甲7）。

したがって、被告は本件債務を承認しているから消滅時効の援用権を喪失している。

イ また、被告は、本件債務につき消滅時効が完成した後に債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかったときでも、以後、その完成した消滅時効の援用をすることは信義則上許されない。

(2) 被告の主張

ア 仮に本件債権が存在したとしても、遅くとも平成24年4月1日もしくは平成27年以降、被告は債務承認行為をしていない。したがって、いずれの時点を起算日としても（後者の場合、遅くとも、平成27年12月31日が起算日）、その翌日から起算して5年が経過しているから、旧商法522条により本件債務は時効により消滅している。

イ 被告は、時効完成後である令和6年11月13日、原告に対し、8万円を送金した（乙5）。しかし、かかる弁済をもってしても、次のウないしキの経緯に照らし、被告は消滅時効の援用権を喪失していない。

ウ 被告は、原告から、2024年10月22日付けの「ご連絡のお願い」、「法的手続き移行のご通知」、「残高証明書」（4通）、「代位弁済金受領書」、「アンケート用紙」の送付を受けた（甲4、乙1ないし4、以下、5種類の書面をまとめて「ご連絡のお願い等」という。）。

エ ウの当時、被告は著しい体調不良により判断力が低下し不安感を覚えやすい状態であったことから、ウの書面の文言に不安を感じ、同年11月6日、原告事務所に架電した。

オ エの電話での会話中、原告担当者は、被告に対し、「法的手続きに入ってはいるが、少しでも入れてくれれば穏便にすませたい」として、一部弁済

を執拗に迫った。ただ、被告はその場で即答できなかったため、やむを得ず1週間後に架電することを約した。

カ オの約束に基づき、同月13日、被告は原告事務所に架電したところ、原告側電話口の背後で怒号が飛び交う様子が聞こえてきて、被告は恐ろしくなり、すっかり恐縮してしまった。このため、原告従業員の弁済要請に対して、これを断れば同じような怒号に晒されて、自宅まで取立てに来るのではないかと不安を感じ、頭金8万円を入金することと、残りを月50000円の分割で払う旨を述べ、その日のうちに8万円を送金した。

キ 原告は、本件債権につき消滅時効が完成していることを理解し、逆に被告が時効制度について無知であることに乗じて、被告が早期に弁済をしなければならぬかのごとく不安感を煽り、急いで送金をさせたことなどを踏まえると、原告は、信義則上保護される立場にはない。

第3 当裁判所の判断

1 争点2について

(1) 被告が令和6年11月6日及び同月13日に原告事務所に架電し、その会話中で本件債務に関するやり取りがあった事実は、双方に争いがない。もっとも、これまで、原告と被告との間において、平成15年7月13日午後5時6分頃の電話以降、長期間にわたって何らの接触もなかったことからすると、被告が原告事務所に架電したきっかけは、原告が発送した同年10月22日付け「ご連絡のお願い等」を被告が目にしたためであることが容易に認められる（甲3、9、弁論の全趣旨）。

(2) 原告は、当裁判所に対し、本件訴え提起を令和6年10月30日に行っているところ、これとタイミングを合わせたように、時期をほぼ同じくして前記「ご連絡のお願い等」を送付している。そして、各書面の文面を詳細に確認すると、「法的手続き移行のご通知」には、被告による連絡期限を「2024年10月28日まで」と定め、さらに、「アンケート用紙」には「アン

ケートの返信は到着より10日以内でお願いいたします。」と記載があり、被告に早急な連絡や返信を促していることが明らかに認められる（甲4、弁論の全趣旨（乙2参照））。

- (3) 原告のこれら一連の行為に着目すると、原告は、本件債権を回収する目的で訴え提起をしている以上、その手続中で被告と交渉することは十分可能であり、とりわけ、訴訟手続の初期の段階において、ましてや、法律や裁判手続に詳しくない一般当事者を相手とする場合は、通常、訴訟手続上での接触が想定され、かつ、それが訴訟当事者の行動として期待されるところである。しかるに、原告は、前記のとおり長期にわたって被告と接触をしてこなかったにもかかわらず、訴え提起とタイミングを合わせて「ご連絡のお願い等」をすることで接触を図っているが、原告からは、かかる行動をとることについて何らの説明もない。そうすると、かかる「ご連絡のお願い等」の送付には、特段の必要性、合理性は見出しがたく、強いて独自の意味合いを求めるのであれば、それは、債権の純然たる存否確認や弁済に関する和解交渉のためというよりは、もっぱら訴訟の進行を有利に進める目的で、被告から予め債務承認の言質を取るなどの意図をもって行ったものであると解さざるを得ない。

- (4) 被告は、同年11月6日、原告事務所に架電した当時、著しい体調不良により判断力が低下し不安感を覚えやすい状態であり、かつ、「ご連絡のお願い等」の書面の文言に不安を感じたと主張するところ、この点の実情の存否、もしくは、その程度はさておくとして、原告の一連の行動を総合的に見れば、結局のところ、被告の債務承認の態度自体は原告の目論見の延長線上の事象であるといえることができる。そうすると、事後に、被告がかかる態度を翻したとしても、かかる被告の態度変更は、原告にとっては、もともと予期された範囲内の出来事であると理解するのが相当である。さらに、原告が集金代行業者であって金融業務に詳しく、時効制度についても、当然、知悉してい

るであろうことを合わせ考えると、被告のかかる態度変更をもって原告の信頼を損ねるものになるとはいえない。

(5) 前記のとおり、これまで、被告は、原告に対し、長期間にわたり支払義務があることを前提とする態度を示したことはなく、「ご連絡のお願い等」の送付をきっかけとした連絡以外には、返済義務を承認する行為を一切行っていない（甲9、弁論の全趣旨）。

(6) 以上のことをあわせ考えると、原告には、被告が消滅時効を援用しないと信頼することが相当でないと解される特段の事情があると認められる。そうすると、本件債権につき、被告が消滅時効を援用することが信義則に反するとはいえないというべきであるから、被告の消滅時効の援用権は喪失していない。

(7) なお、原告は、本件と同様のアンケート受領案件として東京地裁判決を掲げるが、本件とは事案を異にするものであるから本結論を左右するものではない（甲8）。

2 したがって、本件債権は、被告の時効援用により消滅しているから、被告に弁済義務は認められない。

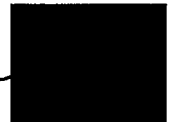
3 以上によれば、その余につき論じるまでもなく原告の請求は理由がない。

4 よって、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第3室

裁判官

佐 井 勝



第2 請 求 の 原 因

1 会員契約の締結について

被告は、訴外株式会社■■■■銀行（以降、「■■■■ざん」という。）に対し、■■■■銀行カードローン<マイカード>申込書（兼当座貸越約定書）の申し込みを行い、以下の内容で締結し金銭を借り受けた。同日、被告はこの契約を訴外ダイヤモンドクレジット株式会社（現、三菱UFJニコス株式会社、以降「ニコス」という。）へ書面により保証委託し、昭和63年3月10日にニコスはやまざんに対し、前記当座貸越契約に基づく被告の債務について連帯保証する旨を書面により約した。

- | | |
|----------|---|
| (1) 契約名称 | ■■■■銀行カードローン<マイカード>申込書（兼当座貸越約定書） |
| (2) 契約日 | 昭和63年3月10日 |
| (3) 貸主 | ■■■■ざん |
| (4) 極度額 | 300,000 円 |
| (5) 貸付利率 | 年 11.10% |
| (6) 遅延利率 | 年 11.10% |
| (7) 返済方法 | ■■■■ざんに有する被告の預金口座より、自動支払いの方法で毎月5日限り月々10,000円を支払う。 |
| (8) 保証会社 | ニコス |
| (9) 求償利率 | 年 14.00%（年365日の日割り計算） |

期限の利益の喪失

被告が、債務の弁済の一部でも期限までに履行しなかった場合、何ら通知催告なくとも当然に期限の利益を喪失する。

2 期限の利益の喪失

被告は弁済を怠り、遅くとも平成18年11月27日に期限の利益は喪失した。

3 代位弁済の実行

■さんは、本件債権の保証会社であるニコスに対して、被告の債務の代位弁済を請求した。これをニコスは、平成18年11月28日に金555,894円をやまぎんへ代位弁済した。よって、ニコスは金555,894円及び、これに対する平成18年11月29日から支払い済みまで年14.0%の求償権による請求権を得た。

4 被告の弁済

被告は、平成18年11月28日以降、本件請求に基づく債務に対して金310,000円を弁済し、残元金は金245,894円となった。

5 会社分割および社名変更

ニコスの事業について、平成24年4月1日および同年10月1日に会社吸収分割方式により、ニコスの連結子会社であったMUニコス・クレジット株式会社（以降、「MUニコス」という。）が事業の一部承継をした。よって同日付けでMUニコスは、本件債権の権利義務を承継した。MUニコスは、令和1年10月1日に社名を原告名へ変更した。

6 結語

よって、被告は原告に対して金245,894円及び、これに対する令和6年10月30日より支払い済みまで年14.0%の割合による金員を支払え。

以上

これは正本である。

令和7年11月11日

東京簡易裁判所民事第3室

裁判所書記官 竹内 伸 氏

